

県内就活支援事業PR業務委託仕様書

1 事業の目的

若者の県内定着・回帰の促進を図る目的で実施するこまちで就活キャンペーン、就活応援ポイントキャンペーン及びその対象となる県が主催する就活関連イベント（「3キャンペーン等概要」に記載）について、ターゲットの行動様式や心理を深く理解し、その分析に基づいた効果的なPRを展開することにより、より多くの学生が就活応援ポイントキャンペーンや県主催イベントに参加することを促し、県外に進学した学生の県内回帰および定着を促進する。

2 契約の期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 キャンペーン等概要

(1) こまちで就活キャンペーン

ア 内容

秋田新幹線こまちの一部車両を貸し切り、車内で県内若手社員と学生及び学生同士が交流するイベントを開催することで、秋田で暮らし・働く魅力や実際のキャリアパスなどをざっくばらんに語り合う場を提供する。

イ ターゲット

県外の大学等に在籍する秋田県出身学生（高校生以下を除く、卒業年度の前年度の学生）

ウ 実施時期

令和8年8月中旬（予定）

令和8年12月下旬（予定）

エ 目標数（参加学生数）

各60名

(2) 就活応援ポイントキャンペーン

ア 内容

県主催の就活イベントや県内企業の個別インターンシップ等に参加する学生に対し、交通費相当分をキャッシュレスポイントで付与する。

イ ターゲット

県内外の大学等に通う以下の卒業年度の学生（高校生以下を除く）

対象イベント等	卒業見込時期
契約締結の日～令和8年9月までイベント	2027年3月、2028年3月 2029年3月
令和8年10月～令和9年3月までのイベント	2028年3月、2029年3月

ウ 実施期間

就活応援ポイントキャンペーン契約締結日～令和9年3月上旬

エ 目標数（ポイント付与学生件数）

400名

(3) 県主催の就活関連イベント

以下のとおりとするが、広告配信費用の執行状況によって増減について別途協議する。

ア 8月 インターンシップ等バスツアー

(ア) ターゲット

県内外の大学等に在籍する学生（高校生以下の除く、卒業年度の前年度の学生）

(イ) 実施期間

令和8年8月（上旬）

イ 12月 秋田県業界研究会

(ア) ターゲット

県内外の大学等に在籍する学生（高校生以下の除く、卒業年度の前年度の学生）

(イ) 実施期間

令和8年12月（下旬）

(ウ) 本イベントでの目標数（参加学生数）

200名

ウ 3月 秋田県合同就職説明会

(ア) ターゲット

県内外の大学等に在籍する学生（高校生を除く、卒業年度の前年度の学生）

(イ) 実施期間

令和9年3月初週

(ウ) 本イベントでの目標数（参加学生数）

200名

エ その他県が指定するイベント（目標数：別途県が指示する人数）

#### 4 業務内容

上記（1）～（2）のキャンペーン及び（3）イベントの学生参加者数を最大化するため、以下の業務を行うこと。

##### （1）ターゲット分析及びPR戦略の立案

ア ターゲット学生（秋田県出身者、他県出身者）の特性や情報収集経路、興味関心、Uターンへの考え方などを分析すること。

イ その分析結果に基づき、学生の心に響くメッセージや情報発信のタイミング・チャンネルを特定し、最適なPR戦略を立案すること。

##### （2）WEB広告の実施

ア （1）で立案したPR戦略を基に、学生へのリーチを最大化するため以下の手法等を選定のうえ、周知を提案し、実施すること。

(ア) SNS広告（Instagram, X, LINE等）

(イ) リスティング広告（Google, Yahoo!等）

(ウ) ディスプレイ広告（主要WEBサイトへのバナー広告等）

(エ) その他学生へ訴求するために適当と思われる手法

イ なお、PR施策の種類および実行の時期・回数は、県と協議の上決定する。

##### （3）クリエイティブ制作

キャンペーンや県主催イベントの魅力を伝えるためのバナー、画像、コピーなど各種クリエイティブを各キャンペーン及びイベントごとに制作すること。なお、制作す

るデザインは県から提供されるキャンペーン及びイベントのチラシ等とテイストの整合を取り、県と協議のうえ決定する。

#### (4) 広報時期

広報開始時期は、各イベントの実施時期によって、原則下記のとおりとする。また、それに伴いクリエイティブ制作の初稿の提出日も併せて原則以下のとおりとする。ただし、詳細なスケジュールについては、別途提案のうえ、県との協議で決定することとし、進捗によっては柔軟に見直すこととする。

対象イベント	初校の提出日 (予定)	広報開始時期 (予定)	実施時期 (予定)
原則	広報開始時期の 2週間前	実施時期の 3週間前	
(提案例)			
① 8月 インターンシップ等バ スツアー	令和8年6月 最終週	令和8年7月 第1週	令和8年 8月上旬
② 8月 こまちで就活キャンペ ーン	令和8年6月 第3週	令和8年7月 第1週	令和8年 8月中旬
③ 12月 こまちで就活キャンペ ーン	令和8年11月 第2週	令和8年11月 第4週	令和8年 12月下旬
④ 12月 秋田県業界研究会	令和8年11月 第2週	令和8年11月 第4週	令和8年 12月下旬
⑤ 3月 秋田県合同就職説明会	令和9年1月 第4週	令和9年2月 第2週	令和9年 3月初週

## 5 目標設定と効果測定

### (1) 最終目標の設定

・こまちで就活応援キャンペーン参加学生数

各60名

- ・就活応援ポイントキャンペーン参加学生数 400名
- ・県主催イベント参加者数 (3(3)に記載の各人数)

## (2) 中間目標の設定

(1) の達成に向けて、必要と思われる中間目標を提案・設定すること。

## (3) 目標達成のための管理体制

最終目標および中間目標の達成状況を正確に管理するため、以下のCV（コンバージョン）設定を含む、効果測定に必要な計測環境を整備すること。「就活応援ポイントキャンペーン」のLP（ランディングページ）への流入から最終的なキャンペーンの申請から完了に至るまでの各段階を計測できるマルチステップCVタグの設定を確実に実施すること。なお、設定等に関しては、各キャンペーンの委託事業者と連携をとること。

## 6 留意事項

- (1) 企画提案内容に関する基本的な考え方、提案理由を示すこと。
- (2) 企画・運営等について具体的に提案すること。
- (3) 提案内容の実施に係るスケジュール（予定）を提示すること。
- (4) 提案内容に関する経費の内訳を取組ごとに示すこと。
- (5) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ可とする。

## 7 権利の帰属

### (1) 著作権及び利用権の帰属

本業務で作成したすべての成果物（クリエイティブ、画像、動画、デザイン案、企画書等を含む。以下「本成果物」という。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、その納品をもって全て県に帰属するものとする。

### (2) 県の利用権

県は、本成果物を、本業務以外の広報活動等においても、期間の制限なく、自由に利用（複製、改変、公衆送信、翻案、その他の利用を含む）できるものとし、受託者はこれに対し著作者人格権を行使しないものとする。

### (3) 権利処理の責任

受託者は、本成果物の作成にあたり使用するすべての素材（写真、イラスト、フォント等）について、第三者の著作権、肖像権、商標権等の権利を侵害しないよう、事前に必要な権利処理を全て完了するものとする。これにより第三者との間に紛争が生

じた場合は、受託者の責任と費用をもってこれを解決し、県に損害を与えないものとする。

## 8 概算払

受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。

## 9 プロジェクト管理

### (1) 基本的な管理手法

事業の執行管理にあたり、各タスクのスケジュール、担当者、タスク間の依存関係を可視化したガントチャートを作成し、共有すること。また、中間目標の定期的な測定を行い、その進捗状況をリアルタイムで県と共有できる手法を提案し、実行すること。

### (2) 代替管理手法の提案

前項の定めに関わらず、本業務の特性を鑑み、より効果的かつ効率的と判断するプロジェクト管理手法を提案すること。また提案にあたっては、その手法のメリット及び進捗状況を明確に把握できる具体的な方法を明記した資料を提出するものとする。

### (3) 計画の柔軟な見直し

採用された管理手法に関わらず、事業状況の変化等に応じて計画変更が求められることを受託者側と県の双方が認識し、状況に応じて協議の上、柔軟に見直しを行うものとする。

## 10 広告の適正運用と詐欺対策

### (1) 広告の適正運用

広告配信に当たっては、媒体の規約を遵守し、法令・公序良俗に反する行為、誇大広告、その他学生の誤解を招く表現は厳に避けること。

## (2) 詐欺対策

WEB広告における広告詐欺（アドフラウド）等の不正行為を防止するため、適切なツールや手法を導入・活用し、広告費が不正に消費されないよう万全の対策を講じること。不正行為が確認された場合は、速やかに県に報告し、その対応策を協議すること。

## 1.1 報告

委託業務が完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、収支精算書のほか、本業務の最終的な成果と考察をまとめた報告書を作成し、提出すること。また、その他県が指示する資料等を提出すること。

## 1.2 個人情報保護・情報セキュリティ

- (1) 本業務を通じて取得する個人情報は、個人情報保護法および関連法令、県の個人情報保護に関する規定を遵守し、厳重に管理すること。
- (2) 情報セキュリティ対策を講じ、情報漏洩、不正アクセス等のリスクを回避する体制を構築すること。

## 1.3 その他

- (1) 上記内容については、県と受託者との協議に基づき変更することがある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整するものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。